

教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目 (66条の6科目)について

教員免許状を取得するに当たっては、課程認定を有している大学等において、教育職員免許法別表第1、教育職員免許法別表第2又は教育職員免許法別表第2の2において、第3欄に定める単位を取得することとなっている。

また、教育職員免許法別表第1備考第4号において規定されている、教職課程として認定を受けた単位以外に一般教養として修得すべき科目についても取得する必要がある。具体的には、教育職員免許法施行規則第66条の6（以下、66条の6科目）に定める科目である。

66条の6科目については、教職課程外の位置づけであるため、文部科学大臣の認定は不要となっており、各大学が授業科目の内容を考慮して開講している。

【66条の6科目として修得が必要な科目とその単位数】

日本国憲法	2単位
体育	2単位
外国語コミュニケーション	2単位
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	2単位